

選挙公営の手引

(自動車・ビラ・ポスター)

日高村選挙管理委員会

はじめに

この手引は、日高村議会議員及び日高村長の選挙において、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成に係る経費の選挙公営（公費負担）を受ける場合の手続きについて記述したものです。

なお、この手引では法令等の用語について、次のように略語を使用しておりますので、ご注意ください。

（凡 例）

法　：公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）

条例：日高村議会議員及び日高村長の選挙における選挙公営に関する条例（令和 3 年日高村条例第 23 号）

規程：日高村議会議員及び日高村長の選挙における選挙公営に関する規程（令和 3 年日高村選挙管理委員会規程第 2 号）

目 次

1	選挙公営（公費負担）制度とは	1
2	選挙公営の種類	1
3	対象となる候補者	1
4	公費負担の限度額	2
5	諸手続	4
	【1】契約締結と契約届出	4
	【2】確認申請	4
	【3】使用証明書・作成証明書の交付	4
	【4】費用の請求	5
●	選挙運動用自動車（ハイヤー・タクシー）の諸手続について	7
●	選挙運動用自動車の借入れ（ハイヤー・タクシー以外）の 諸手続について	9
●	選挙運動用自動車の燃料代（ハイヤー・タクシー以外）の 諸手続について	11
●	選挙運動用自動車の運転手（ハイヤー・タクシー以外）の 諸手続について	13
●	選挙運動用ビラの作成の諸手続について	15
●	選挙運動用ポスターの作成の諸手続について	17
	《参考資料》	
	選挙運動費用の公費負担制度（選挙公営）Q&A	19
	各種様式（記載例）	32
(1)	選挙運動用自動車関係	34
(2)	選挙運動用ビラ関係	54
(3)	選挙運動用ポスター関係	61

1 選挙公営（公費負担）制度とは

この制度は、日高村議会議員選挙及び日高村長選挙に関して、候補者と契約業者等との間で交わされた「選挙運動用自動車の使用」、「選挙運動用ビラの作成」及び「選挙運動用ポスターの作成」の各有償契約について、条例で定められた限度額の範囲内で供託物が没収されない候補者に限り、日高村が各契約業者等に直接その費用の支払いをするものです。

なお、上限額を上回る部分については、候補者が負担しなければなりません。

2 選挙公営の種類

選挙運動費用に関する公費負担制度については、条例及び法で上限額等の基準が定められています。

公費負担の対象となるものは以下の3つです。

- (1) 選挙運動用の自動車の使用
- (2) 選挙運動用のビラの作成
- (3) 選挙運動用のポスターの作成

3 対象者となる候補者

選挙公営制度において、日高村が公費負担する候補者は供託物没収点以上の得票を得た候補者に限られます。

供託物を没収される候補者については、全て自己負担となります。

- 村長選挙 供託物没収点＝有効投票の総数×1/10
 - 村議会議員選挙 供託物没収点＝（有効投票の総数÷議員定数）×1/10
- ※村議会議員定数は10名

4 公費負担の限度額

(1) 選挙運動用自動車の使用

選挙公営の対象		選挙公営の限度額	
1 一般運送契約 (ハイヤー等)	選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計金額 (1日1台に限る)	各日について、64,500円 5日間合計 322,500円	
2 その他の契約	ア 自動車借入契約(レンタル)	各日について 15,800円 5日間合計 79,000円	① 契約の相手方が生計を一にする親族である場合は、その者が当該業務を業として行う場合に限る ② 選挙運動期間中に1(一般運送契約)を選択した日は2(その他の契約)の計算では選挙運動の日数から除く
	イ 燃料供給の契約	7,560円×選挙運動の日数 5日間合計 37,800円	
	ウ 運転手の雇用契約	各日について 12,500円 5日間合計 62,500円	
	計	179,300円	

(2) 選挙運動用ビラの作成

公費負担額	単価の上限	枚数の上限
(作成単価と①の少ない方の額) × (作成枚数と②の少ない方の枚数)	7円51銭・・・①	【村長】 5,000枚・・・② 【村議会議員】 1,600枚・・・②

【例1】 村長選挙運動用ビラ 5,000枚の作成を 39,000円で契約した場合

- ・ 1枚当たりの作成単価は、39,000円÷5,000枚=7円80銭になります。
この場合は、作成単価が上限を超えているため、
7円51銭×5,000枚=37,550円が公費負担の対象となります。
この額を超える分1,450円は候補者の負担となります。

【例2】 村長選挙運動用ビラ 5,000枚の作成を 35,000円で契約した場合

- ・ 1枚当たりの作成単価は、35,000円÷5,000枚=7円になります。
この場合は、作成単価は上限以下ですので
7円×5,000枚=35,000円が公費負担の対象となります。

【例 3】村議会議員選挙運動用ビラ 1,600 枚の作成を 13,000 円で契約した場合

- ・ 1 枚当たりの作成単価は、 $13,000 \text{ 円} \div 1,600 \text{ 枚} = 8 \text{ 円 } 13 \text{ 銭}$ になります。
この場合は、作成単価が上限を超えているため、
 $7 \text{ 円 } 51 \text{ 銭} \times 1,600 \text{ 枚} = 12,016 \text{ 円}$ が公費負担の対象となります。
この額を超える分 984 円は候補者の負担となります。

【例 4】村議会選挙運動用ビラ 1,600 枚の作成を 10,000 円で契約した場合

- ・ 1 枚当たりの作成単価は、 $10,000 \text{ 円} \div 1,600 \text{ 枚} = 6 \text{ 円 } 25 \text{ 銭}$ になります。
この場合は、作成単価は上限以下ですので
 $6 \text{ 円 } 25 \text{ 銭} \times 1,600 \text{ 枚} = 10,000 \text{ 円}$ が公費負担の対象となります。

(3) 選挙運動用ポスターの作成

公費負担額	単価の上限	枚数の上限
(作成単価と①の少ない方の額) \times (作成枚数と②の少ない方の枚数)	$(525 \text{ 円 } 06 \text{ 銭} \times 50 \text{ か所} + 60,000 \text{ 円})$ $\div 50 \text{ か所 (ポスター掲示場数)}$ $= 1,725 \text{ 円} \dots \text{①}$	$50 \text{ 枚} \dots \text{②}$ (ポスター掲示場数)

【例 1】村長選挙運動用ポスター 100 枚の作成を 200,000 円で契約した場合

- ・ 1 枚当たりの作成単価は、 $200,000 \text{ 円} \div 100 \text{ 枚} = 2,000 \text{ 円}$ になります。
この場合は、作成単価が上限を超え、作成枚数も上限を超えているため、
 $1,725 \text{ 円} \times 50 \text{ 枚} = 86,250 \text{ 円}$ が公費負担の対象となります。
この額を超える分 113,750 円は候補者の負担となります。

【例 2】村議会議員選挙運動用ポスター 150 枚の作成を 60,000 円で契約した場合

- ・ 1 枚当たりの作成単価は、 $60,000 \text{ 円} \div 150 \text{ 枚} = 400 \text{ 円}$ になります。
この場合は、作成単価は上限以下ですが、作成枚数が上限を超えているため、
 $400 \text{ 円} \times 50 \text{ 枚} = 20,000 \text{ 円}$ が公費負担の対象となります。
残りの 100 枚分 40,000 円は候補者の負担となります。

5 諸手続

【1】契約締結と契約届出

公費負担の適用を受けようとする候補者は、各業者等と有償契約を締結し、その旨を村選管に届けなければなりません。なお、無償の場合は公費負担の対象になりません。

- (1) 届出先 日高村選挙管理委員会
- (2) 届出期日 契約が立候補届出の前の場合・・・立候補届出後直ちに
契約が立候補届出の後の場合・・・契約締結後直ちに
- (3) 添付書類 各業者等との契約書の写し

◆注意

※ 「選挙運動用自動車の使用」において、「一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の契約」については、

- ①自動車の借入
- ②燃料代
- ③運転手の雇用

のそれぞれ個別の契約書の写しが必要です。

※ 契約の相手方が生計を一にする親族である場合は、その者が当該契約に係る業務を業として行うものに限ります。

※ 届出等に係る書類には、契約書に記された住所、氏名等を記載し、印鑑は契約書に押印した印鑑を使用してください。

【2】確認申請

下記(1)については、公費負担の適用を受けようとする場合は、確認申請が必要です。

(1) 確認申請が必要なもの

- ・選挙運動用自動車の燃料代・・・金額の制限範囲内であることの確認
- ・選挙運動用ビラの作成・・・作成限度枚数の確認
- ・選挙運動用ポスターの作成・・・作成限度枚数(掲示場数)の確認

(2) 確認申請の方法

- ・確認申請書は、契約の相手ごとに作成してください。
- ・確認申請書には、すでに確認を受けた金額(枚数)を記載する必要上、申請書の写し又は控えを保管してください。
- ・確認申請書は、候補者又はその代理人が直接持参をしてください。

(3) 確認申請書の提出先

日高村本郷6 1 番地 1

日高村選挙管理委員会(電話 0889-24-5113)

(4) 確認書の交付

- ・申請に基づき、日高村選挙管理委員会から確認書を交付します。
- ・交付を受けた確認書は、直ちに業者に提出してください。

・確認書は、契約業者等が代金を請求する際に、請求書に添付する必要があります。

【3】使用証明書・作成証明書の交付

上記【1】の契約届出をした候補者は、有償契約を締結した業者ごとに「使用証明書」又は「作成証明書」を作成し、契約業者等に交付（1部）しなければなりません。

なお、この「使用証明書」又は「作成証明書」は、契約業者等が代金を請求する際に請求書に添付する必要があります。

【4】費用の請求

公費負担に係る費用は、候補者が有償契約を締結した業者等からの請求に基づき、日高村が業者等に直接支払います。

ただし、当該候補者が供託物を没収された場合は、公費負担の請求はできません。

(1) 請求する際に必要な提出書類

区 分		必要書類
選挙運動用自動車の使用	一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合 (ハイヤー・タクシー)	①選挙運動用自動車使用証明書(自動車)【様式第4号】 ②請求書(選挙運動自動車の使用)【様式第7号 その1】 ③請求内訳書【別紙 その1】
	上記以外の契約による場合 自動車の借入れ	①選挙運動用自動車使用証明書(自動車)【様式第4号 その1】 ②請求書(選挙運動自動車の使用)【様式第7号 その1】 ③請求内訳書【別紙 その2】
	燃料代	①自動車燃料代確認書【様式第3号】 ②選挙運動用自動車使用証明書【様式第4号 その2】 +給油伝票の写し添付(給油年月日、自動車のナンバー、給油量、給油金額の分かるもの) ③請求書(選挙運動用自動車の使用)【様式第7号 その1】 ④請求内訳書【別紙 その3】
	運転手の報酬	①選挙運動用自動車使用証明書【様式第4号 その3】 ②請求書(選挙運動用自動車の使用)【様式第7号 その1】 ③請求内訳書【別紙 その4】
選挙運動用ビラの作成		①ビラ作成枚数確認書【様式第3号 その2】 ②ビラ作成証明書【様式第5号】 ③請求書(ビラの作成)【様式第7号 その2】 ④請求内訳書【別紙】
選挙運動用ポスターの作成		①ポスター作成枚数確認書【様式第3号 その3】 ②ポスター作成証明書【様式第6号】 ③請求書(ポスターの作成)【様式第7号 その3】 ④請求内訳書【別紙】

(2) 請求書の提出の際の注意

- ・支払方法は口座振込で行いますので振込先は正確に記入してください。
- ・請求書に誤りがある場合は再度提出していただく場合があります。

(3) 請求書の提出先

日高村本郷6 1 番地 1
日高村選挙管理委員会
電話 0889-24-5113

(4) 請求書提出期限

請求書は必要な添付書類を揃えて、6月10日(月)までに提出してください。

【4】事前審査・各種届出書類の提出日時

(1) 選挙公営関係書類の事前審査

各種契約届出書及び確認申請については、事前審査を行いますので、立候補届出事前審査(5月8日(水))の際、併せてお持ちください。

(2) 各種届出書類の提出日時

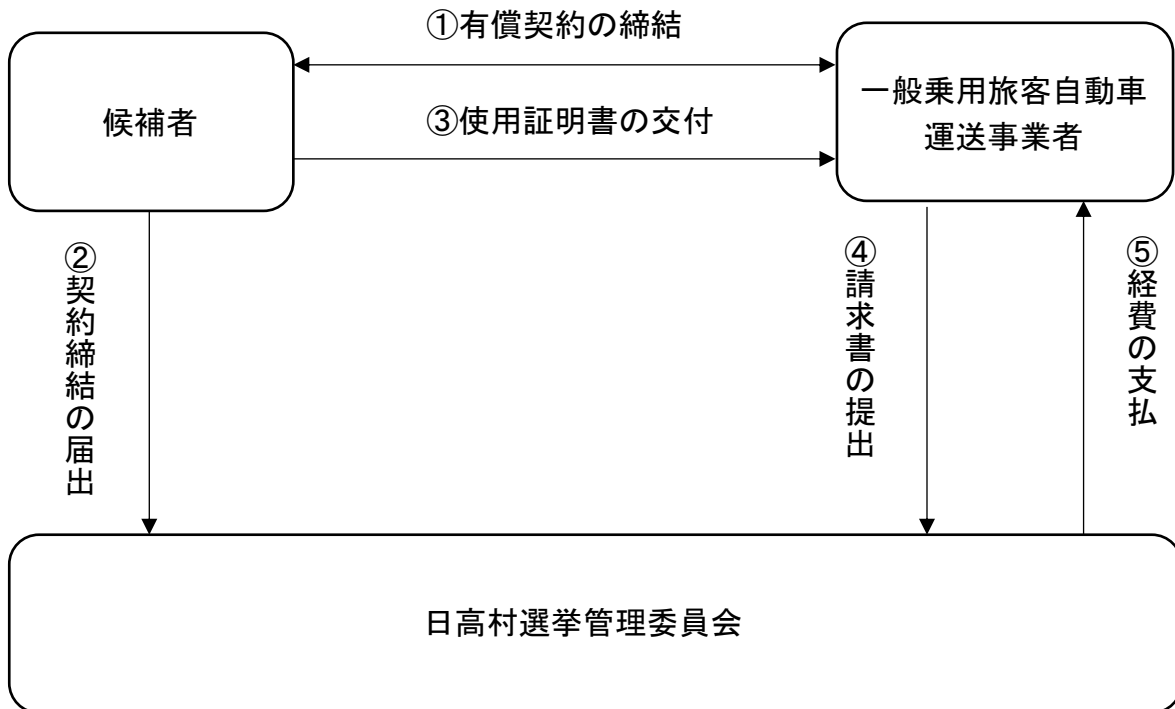
立候補届受付の際に併せて提出してください。燃料供給、ビラ作成、ポスター作成の確認書については、日高村選挙管理委員会で作成後送付します。

会場は、日高村役場3階大会議室です。なお、午後0時からは日高村役場2階選挙管理委員会(総務課)で受付します。

選挙運動用自動車の使用（ハイヤー・タクシー）
 （一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合）

□日高村選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出時期	様式名	チェック
届出時	契約書の写し	
	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第1号 その1】	
請求時	選挙運動用自動車使用証明書（自動車） 【様式第4号 その1】	
	請求書（選挙運動用自動車の使用） 【様式第7号 その1】	
	請求内訳書【別紙 その1】	



順序	手 続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と運送事業者)	選挙運動用自動車賃貸借契約書 (契約に関する書面)	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒村選管)	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第1号 その1】	①の契約書写し
③	使用証明書の交付 (候補者⇒運送事業者)	選挙運動用自動車使用証明書(自動車) 【様式第4号 その1】	
④	請求書の提出 (運送事業者⇒村長)	請求書(選挙運動用自動車の使用) 【様式第7号 その1】 請求内訳書【別紙 その1】	③の使用証明書
⑤	経費の支払 (村長⇒借入業者等)		

- (注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、運送事業者は日高村長へ④の請求をすることはできません。
- 2 日高村長に対する上記の請求については、村選挙管理委員会で受け付けます。

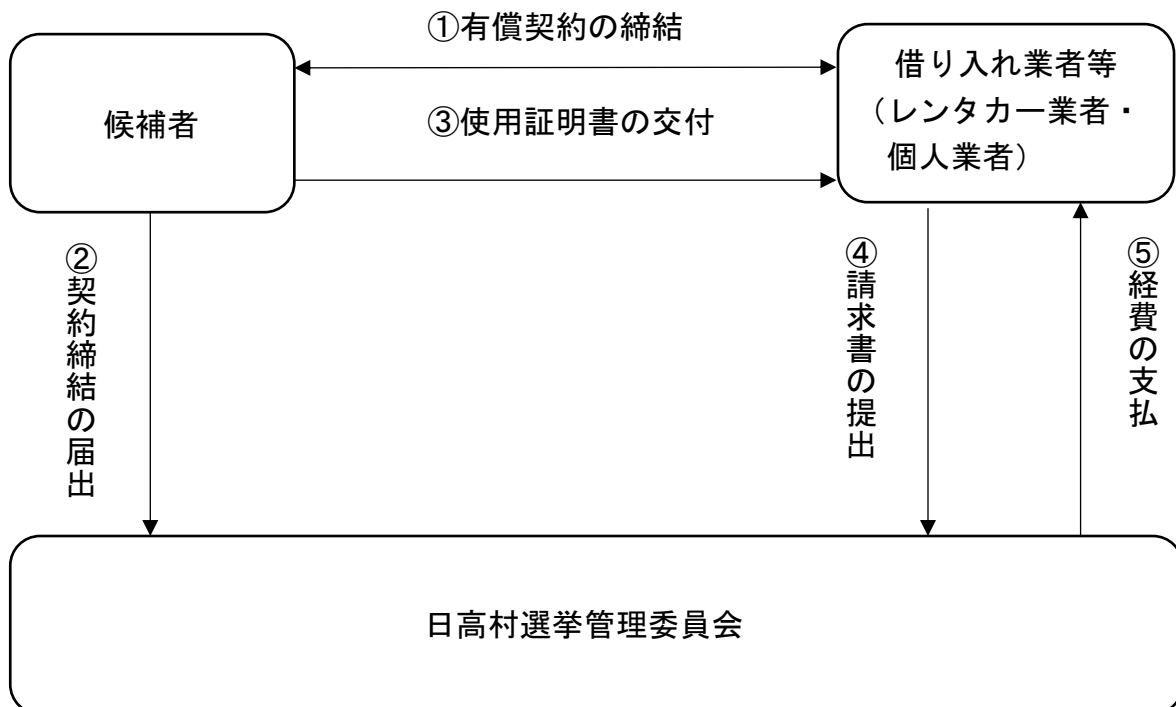
選挙運動用自動車の使用（自動車の借入れ）

（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の場合の自動車の借入れ）

—個別契約—

□日高村選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出時期	様式名	チェック
届出時	契約書の写し	
	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第1号 その1】	
請求時	選挙運動用自動車使用証明書（自動車） 【様式第4号 その1】	
	請求書（選挙運動用自動車の使用） 【様式第7号 その1】	
	請求内訳書【別紙 その2】自動車の借入れ	



順序	手 続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と借入業者等)	選挙運動用自動車賃貸借契約書 (契約に関する書面)	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒村選管)	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第1号 その1】	①の契約書写し
③	使用証明書の交付 (候補者⇒借入業者等)	選挙運動用自動車使用証明書(自動車) 【様式第4号 その1】	
④	請求書の提出 (借入業者等⇒村長)	請求書(選挙運動用自動車の使用) 【様式第7号 その1】 請求内訳書 【別紙 その2】 自動車の借入れ	③の使用証明書
⑤	経費の支払 (村長⇒借入業者等)		

- (注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、借入業者等は日高村長へ④の請求をすることはできません。
- 2 日高村長に対する上記の請求については、日高村選挙管理委員会で受け付けます。

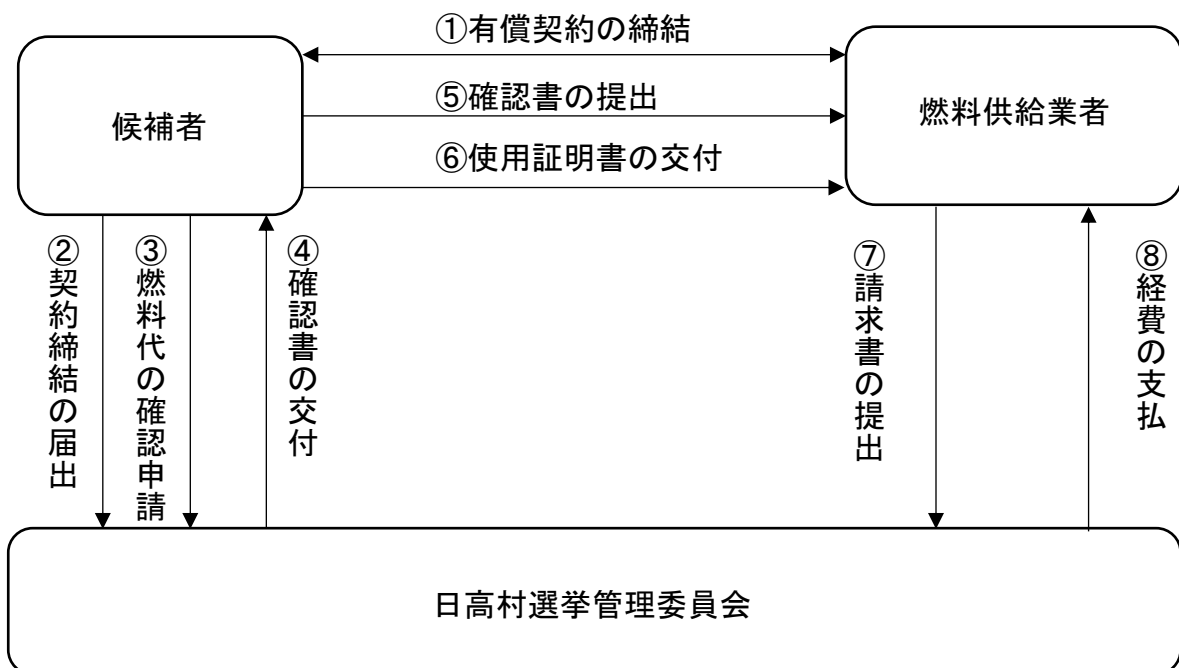
選挙運動用自動車の使用（燃料代）

（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の場合の燃料代）

—個別契約—

□日高村選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出時期	様 式 名	チェック
届出時	契約書の写し	
	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第1号 その1】	
	自動車燃料代確認申請書 【様式第2号 その1】	
請求時	自動車燃料代確認書 【様式第3号 その1】	
	選挙運動用自動車使用証明書（燃料） 【様式第4号 その2】	
	給油伝票の写し （給油年月日、自動車のナンバー、給油量、給油金額の分かるもの）	
	請求書（選挙運動用自動車の使用） 【様式第7号 その3】	
	請求内訳書【別紙 その3】 燃料代	



順序	手 続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と燃料供給業者)	選挙運動用自動車燃料供給契約書 (契約に関する書面)	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒村選管)	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第1号 その1】	①の契約書写し
③	確認申請書の提出 (候補者⇒村選管)	自動車燃料代確認申請書 【様式第2号 その1】	
④	確認書の交付 (村選管⇒候補者)	自動車燃料代確認書 【様式第3号 その1】	
⑤	確認書の提出 (候補者⇒燃料供給業者)	④の確認書	
⑥	使用証明書の交付 (候補者⇒燃料供給業者)	選挙運動用自動車使用証明書(燃料) 【様式第4号】その2	給油伝票の写し
⑦	請求書の提出 (燃料供給業者⇒村長)	請求書(選挙運動用自動車の使用) 【様式第7号】その1 請求内訳書 【別紙】その3 燃料代	④の確認書 ⑥の使用証明書 給油伝票の写し
⑧	経費の支払 (村長⇒燃料供給業者)		

- (注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、燃料供給業者は日高村長へ⑦の請求をすることはできません。
- 2 日高村長に対する上記の請求については、日高村選挙管理委員会で受け付けます。

●「給油伝票の写し」について

・次に掲げる事項が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものの写し

- ア 燃料の供給を受けた日時
- イ 燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に規定する4桁以下のアラビア数字
- ウ 燃料供給量
- エ 燃料供給金額

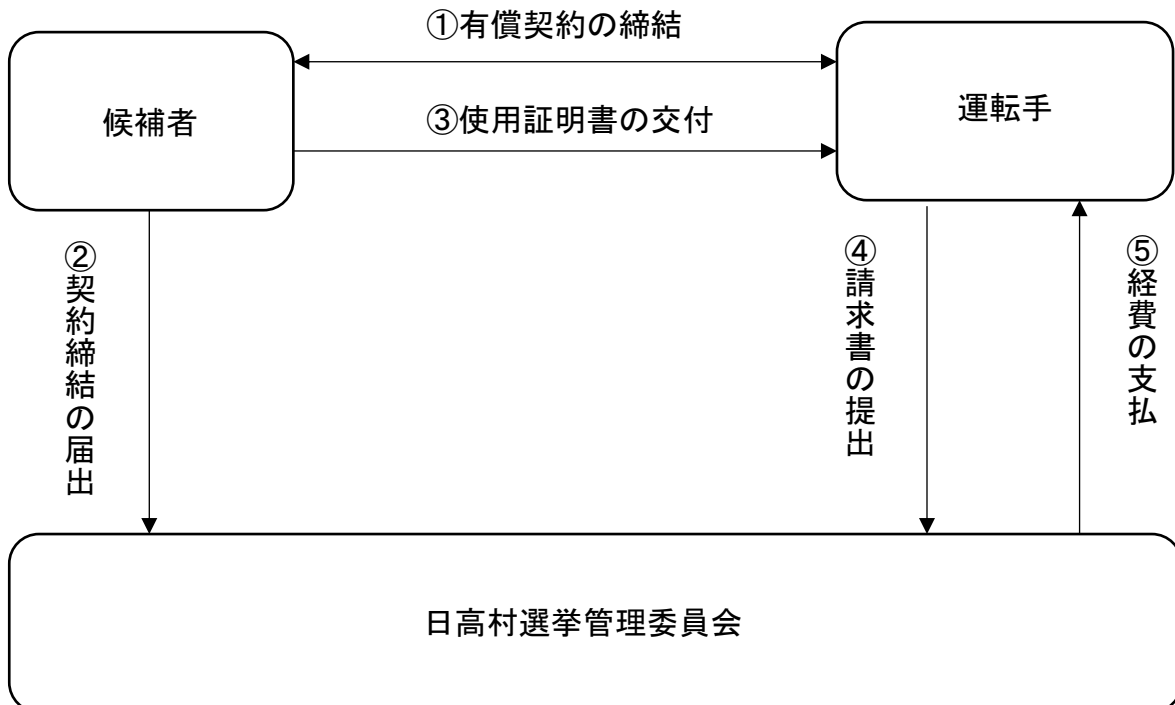
選挙運動用自動車の使用（運転手）

（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の場合の運転手の報酬）

—個別契約—

□日高村選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出時期	様 式 名	チェック
届出時	契約書の写し	
	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第1号 その1】	
請求時	選挙運動用自動車使用証明書（運転手） 【様式第4号 その3】	
	請求書（選挙運動用自動車の使用） 【様式第7号 その1】	
	請求内訳書【別紙 その4】 運転手	



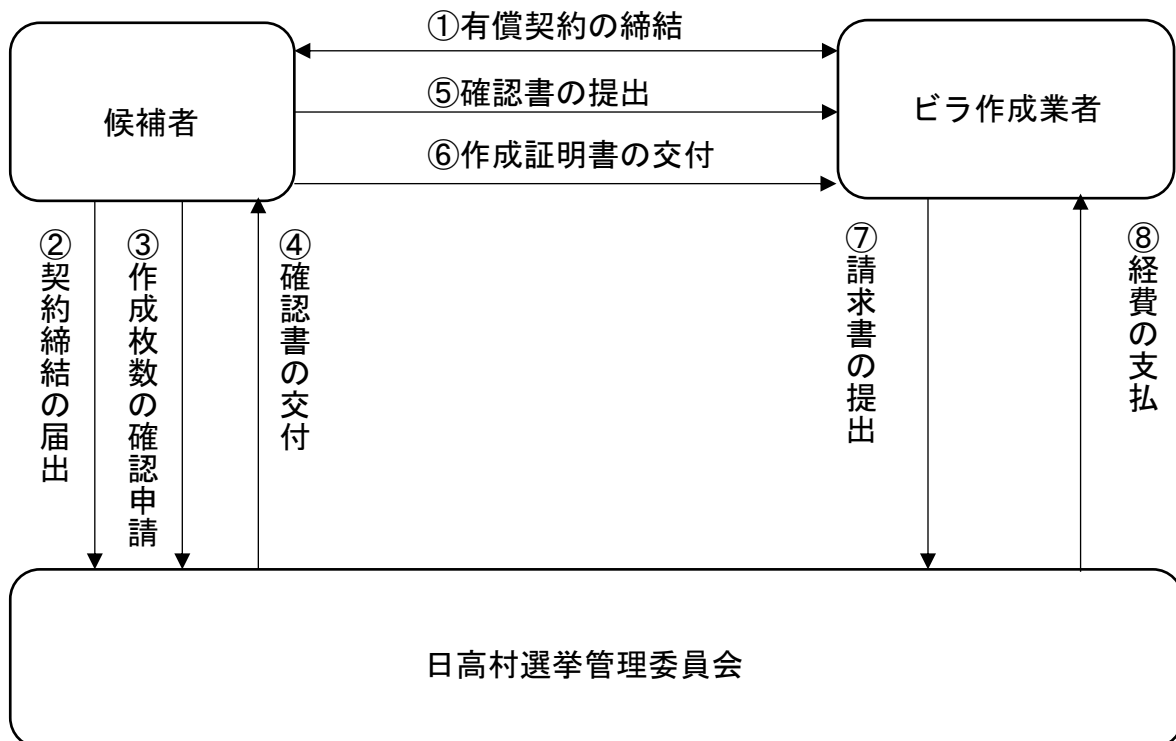
順序	手 続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と運転手)	選挙運動用自動車賃貸借契約書 (契約に関する書面)	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒村選管)	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第1号 その1】	①の契約書写し
③	使用証明書の交付 (候補者⇒運転手)	選挙運動用自動車使用証明書(運転手) 【様式第4号 その3】	
④	請求書の提出 (運転手⇒村長)	請求書(選挙運動用自動車の使用) 【様式第7号 その1】 請求内訳書 【別紙 その4】 運転手	③の使用証明書
⑤	経費の支払 (村長⇒運転手)		

- (注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、運転手は日高村長へ④の請求をすることはできません。
- 2 日高村長に対する上記の請求については、日高村選挙管理委員会で受け付けます。

選挙運動用ビラの作成

□選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出時期	様 式 名	チェック
届出時	契約書の写し	
	ビラ作成契約届出書 【様式第1号】その2	
	ビラ作成枚数確認申請書 【様式第2号】その2	
請求時	ビラ作成枚数確認書 【様式第3号】その2	
	ビラ作成証明書 【様式第5号】	
	請求書（ビラの作成） 【様式第7号】その2	
	請求内訳書【別紙】ビラ作成	



順序	手 続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者とビラ作成業者)	選挙運動用ビラ作成契約書 (契約に関する書面)	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒村選管)	ビラ作成契約届出書 【様式第1号 その2】	①の契約書写し
③	確認申請書の提出 (候補者⇒村選管)	ビラ作成枚数確認申請書 【様式第2号 その2】	
④	確認書の交付 (村選管⇒候補者)	ビラ作成枚数確認書 【様式第3号 その2】	
⑤	確認書の提出 (候補者⇒ビラ作成業者)	④の確認書	
⑥	作成証明書の交付 (候補者⇒ビラ作成業者)	ビラ作成証明書 【様式第5号】	納品書の写し
⑦	請求書の提出 (ビラ作成業者⇒村長)	請求書(ビラの作成) 【様式第7号】その2 請求内訳書 【別紙】ビラ作成	④の確認書 ⑥の使用証明書 納品書の写し
⑧	経費の支払 (村長⇒ビラ作成業者)		

- (注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、ビラ作成業者は村長へ⑦の請求をすることはできません。
- 2 村長に対する上記の請求については、村選管で受け付けます。
- 3 納品書の写しはビラ作成枚数及びビラ作成金額が記載された書面で、ビラ作成業者から納品の際に受領したものの写しとなります。

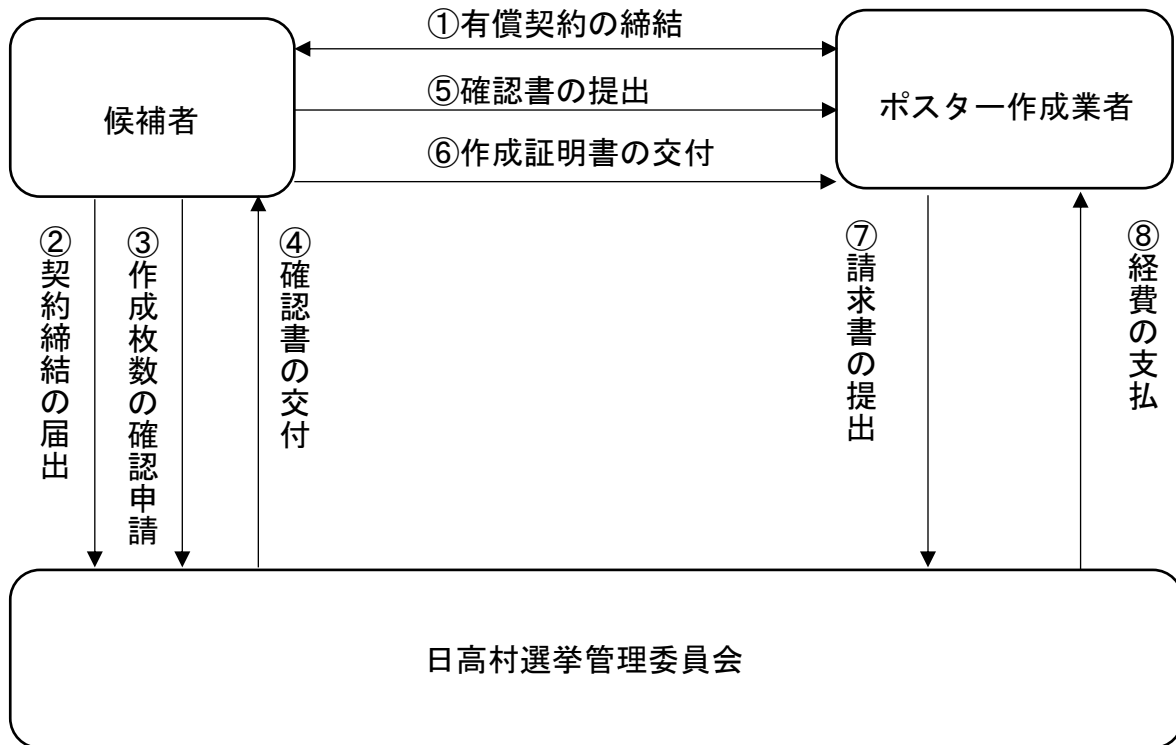
●作成枚数の限度について(法第142条第1項第7号)

- ・村選管に届け出た2種類以内のビラ
- | | | |
|------|----|--------|
| 限度枚数 | 村長 | 5,000枚 |
| | 議員 | 1,600枚 |

選挙運動用ポスターの作成

□日高村選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出時期	様 式 名	チェック
届出時	契約書の写し	
	ポスター作成契約届出書 【様式第1号 その3】	
	ポスター作成枚数確認申請書 【様式第2号 その3】	
請求時	ポスター作成枚数確認書 【様式第3号 その3】	
	ポスター作成証明書 【様式第6号】	
	請求書（ポスターの作成） 【様式第7号 その3】	
	請求内訳書【別紙】 ポスター作成	



順序	手 続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者とポスター作成業者)	選挙運動用ポスター作成契約書 (契約に関する書面)	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒村選管)	ポスター作成契約届出書 【様式第1号 その3】	①の契約書写し
③	確認申請書の提出 (候補者⇒村選管)	ポスター作成枚数確認申請書 【様式第2号 その3】	
④	確認書の交付 (村選管⇒候補者)	ポスター作成枚数確認書 【様式第3号 その3】	
⑤	確認書の提出 (候補者⇒ポスター作成業者)	④の確認書	
⑥	作成証明書の提出 (候補者⇒ポスター作成業者)	ポスター作成証明書 【様式第6号】	納品書の写し
⑦	請求書の提出 (ポスター作成業者⇒村長)	請求書(ポスターの作成) 【様式第7号 その3】 請求内訳書 【別紙】ポスター作成	④の確認書 ⑥の作成証明書 納品書の写し
⑧	経費の支払 (村長⇒ポスター作成業者)		

- (注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、ポスター作成業者は日高村長へ⑦の請求をすることはできません。
- 2 日高村長に対する上記の請求については、日高村選挙管理委員会で受け付けます。
- 3 納品書の写しはポスター作成枚数及びポスター作成金額が記載された書面で、ポスター作成業者から納品の際に受領したものの写しとなります。

●作成単価及び枚数の公費負担限度について(条例第9条・第11条)

ア作成単価の限度

525円6銭にポスター掲示場数(50か所)を乗じて得た金額に60,000円を加えた金額をポスター掲示場数(50か所)で除した金額

$$\text{○計算式 } \frac{(525 \text{ 円 } 06 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場数 } 50 \text{ か所} + 60,000 \text{ 円})}{\text{ポスター掲示場数 } 50 \text{ か所}} = 1,725 \text{ 円}$$

※1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする

→ 単価限度1枚あたり 1,725円

イ作成枚数の限度

限度枚数 50枚(ポスター掲示場数と同じ)

《参考資料》

選挙運動費用の公費負担制度（選挙公営）

Q&A

〈 1 共通 〉

Q 1 選挙運動費用のうち、公費負担される費用はどのようなものですか？

A 1 次の①～③の費用が公費負担の対象となります。
ただし、供託金を没収された候補者は、公費負担を受けることができません。

①選挙運動用自動車の使用

(A) 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約に基づく場合（運転手雇用、燃料代を含む一括契約）

◆自動車の一括契約に係る費用

(B) 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約に基づかない場合（個別に契約する場合）

◆自動車の借入費用（レンタカー契約）

◆自動車の燃料代

◆運転手の雇用費用

※ (A) と (B) の併用はできません。

②選挙運動用ビラの作成

③選挙運動用ポスターの作成

Q 2 契約の締結に当たって、「条例で決まっている上限金額」で契約しようと思いますが、問題はありますか？

A 2 条例では、あくまで公費負担の上限額を定めたものであり、契約金額は、契約当事者の合意により定められるものです。

しかし、候補者の選挙運動費用を公費で負担する制度ですので、契約内容（金額、数量）の妥当性について説明できるように適正な契約を行っていただく必要があります。

Q 3 選挙運動費用の公費負担制度は、実際に要した費用に関係なく、定額で負担してもらえる制度ですか？

A 3 公費負担制度は、条例で定める上限額の範囲内で実際に要した費用を負担する制度であり、定額負担ではありません。

実際に要した費用が上限を超えている場合は、上限額までを公費負担しますが、上限に満たない場合は、実際に要した費用を公費負担します。

Q 4 使用（作成）証明書を契約業者に交付するのは、村選管に契約届出書を提出後すぐに行うべきですか？

A 4 それぞれの契約履行後に行ってください。
使用（作成）証明書は、いずれも実績に基づき使用（作成）されるものなので、契約履行後直ちに作成し、契約業者へ交付することになります。

Q 5 公費負担に関する届出書類に誤りがあることが分かった場合はどうすればよいですか？

A 5 届出書類に誤り等がある場合は、直ちにその旨を村選管に届け出てください。

Q 6 公費負担制度を正しく利用するために、必要な書類や保管しておく書類にはどのようなものがありますか？

A 6 納品書、明細を記載した見積書などは、保管しておいていただくことで、公費負担の請求時などの際、手続きがスムーズとなります。
なお、選挙運動用自動車の燃料代の請求時には、車番など必要事項が記載された給油伝票（写し）の添付が義務付けられているため、必ず保管してください。

Q 7 村選挙管理委員会に提出した公費負担の関係書類は、情報公開の対象となるのですか？

A 7 村選挙管理委員会に提出した公費負担に係る関係書類は、全て情報公開の対象となります。（印影など一部非開示部分あり）

〈 2 自動車の借入れ 〉

Q 1 公費負担の対象となるのはどんな自動車ですか？

A 1 主として選挙運動のために使用され、村選挙管理委員会が交付する表示を掲示した車両です。候補者一人につき1台です。

Q 2 選挙運動用自動車として2台借りることができますか？この場合、2台とも公費負担対象になりますか？

A 2 公費負担の対象は、選挙運動用自動車1台分です。
なお、選挙運動用自動車として利用できる車両は、候補者1人につき1台に限られます。

Q 3 選挙運動用自動車として1台、事務所の連絡用に1台借りる予定ですが、2台とも公費負担の対象になりますか？

A 3 公費負担の対象は、選挙運動用自動車1台のみ分です。

Q 4 レンタカー業者に選挙運動用の看板やスピーカーを取り付けてもらい、看板費用も含めてレンタルした場合、この代金はすべて公費負担の対象となりますか？

A 4 車両本体のみが公費負担の対象であるため、看板費用、スピーカーなどの付帯料金は対象となりません。
車両本体以外の費用（看板レンタル代、スピーカーレンタル代等）が含まれているのであれば、車両本体と車両本体以外の費用とを明示した有償契約をする必要があります。
契約書に記載できない場合は、見積書の契約内容の内訳明細書が必要となります。

Q 5 レンタカー業者からスピーカーを備えた車両を借りた場合、レンタル代金はすべて公費負担の対象となりますか？

A 5 公費負担の対象は、車両のレンタル代金に限られ、スピーカーの借入れや、その設置に要した費用は、公費負担の対象になりません。スピーカーを備えて車両を借りた場合は、当該レンタル代金からスピーカーに係る料金を差し引いた金額が公費負担の対象となります。

Q 6 レンタカーの基本料金のほかに、貸渡代金に含まれている引取配車料や燃料補給手数料は公費負担になりますか？

A 6 公費負担の対象は、車両のレンタル代金に限られます。引取配車料や燃料補給手数料は、公費負担の対象となりません。

Q 7 選挙運動期間前から借りたいのですが、その期間も含めたレンタル代金を公費負担請求することができますか？

A 7 公費負担の対象期間は、立候補届出日から選挙期日の前日までの選挙運動期間です。したがって、選挙運動期間前の借入代金分は公費負担の対象外となるため、請求できません。
※無投票の場合は、立候補届出日の1日分が、公費負担対象の期間となります。

Q 8 選挙運動期間の前後の期間を含めて選挙運動用自動車の借入れをする場合、契約書に記載する契約期間はどのように記載したらよいですか？

A 8 選挙運動用自動車の借入れに関する契約書に記載する契約期間は、契約時に定めた借入期間を記載します。
選挙運動期間の前後を含めて借入契約をする場合は、その契約期間を記載することになります。
公費負担の対象期間は、選挙運動期間に限られており、選挙運動期間の前後の期間の借入代金は公費負担の対象外となります。

Q 9 月額契約により選挙運動用自動車を借り入れた場合、公費負担請求の対象となる金額を教えてください。

A 9 自動車借入れに対する公費負担制度については、1日当たりの借入金額に対し、公費を負担する制度になっていますので、契約に当たっては、1日当たりの借入金額を当事者で明確にして、契約する必要があります。
また、レンタカー業者と月極契約を行う場合については、各業者が国土交通省に届出している料金体系に基づき、契約することになります。
しかし、「1か月で〇〇万円」といったように、1日当たりの借入金額を設定せずに契約している場合には、契約金額を契約日数で除して算出した1日当たりの金額（15,800円を超える場合は、15,800円）に、選挙運動期間中に選挙運動用自動車として使用した日数を乗じた金額が対象となります。

Q10 選挙運動用自動車をレンタカーの許可業者以外の者から借りることはできますか？

A10 公費負担の制度上、自動車の借入れについては、次の①及び②に該当する場合を除き、契約の相手側の条件は規定されていません。

- ① 候補者と生計を一にする親族（当該親族がレンタカー業を営む場合は除く）
- ② ハイヤー契約による借入れ（自動車の借入れ、運転手の雇用、燃料代を一括で契約）したがって自動車修理工場や知人などから借りることができます。

一方、道路運送法第80条では「自家用自動車は、国土交通大臣の許可を受けなければ、業として有償で貸し渡してはならない」と規定されています。

当該許可を受けていない者と契約する場合、貸主の状況（例えば複数の様々な人に有償で貸渡しをしているなど）によっては、道路運送法第80条に抵触する恐れがありますので、契約時に貸主に貸渡し状況を確認することをおすすめします。

また、道路運送法に関してのお問い合わせは、四国運輸局高知運輸支局（電話 088-866-7311）にお願いします。

Q11 レンタカー業の許可業者でない者から選挙運動用自動車を借入れする場合、どのくらいの価格で契約をすればいいのですか？

A11 契約金額は、契約当事者の合意により、定められるものです。

しかし、候補者の選挙運動費用を公費で負担する制度ですので、契約内容（金額、数量等）の妥当性について、説明できるように適切な契約を行っていただく必要があります。

Q12 自分の親族の自動車を借りて選挙運動用自動車として使用した場合、契約を締結していれば、公費負担の請求をすることができますか？

A12 生計を一にする親族から借りる場合は、公費負担の対象となりません。

ただし、その親族がレンタカー業を営んでいる場合は公費負担の対象となります。

※親族とは、6親等内の血族・配偶者・3親等内の姻族をいいます。

〈 3 燃料の供給 〉

Q 1 選挙運動用自動車に使用した燃料はすべて、公費負担の対象となりますか？

A 1 選挙運動期間中、選挙運動用自動車 1 台に給油した燃料代が公費負担の対象です。
ただし、公費負担額は、選挙運動期間中に給油した燃料代の総額と限度額（7,560 円に選挙運動期間の日数 5 日間を乗じて得た金額）を比較して、いずれか低い方の金額になります。

Q 2 選挙事務所の業務用自動車の燃料も公費負担の対象になりますか？

A 2 対象になりません。選挙運動用自動車 1 台の燃料に限ります。

Q 3 2 社のガソリンスタンドで給油した場合、2 社とも公費負担請求することはできますか？

A 3 請求できます。
ただし、いずれの業者との間にも燃料供給契約を締結していることが、前提となり、2 社合わせた金額について限度額の範囲内で、公費負担を受けることができます。

Q 4 燃料補給は、選挙運動期間中に何度も行いますが、給油量、給油金額などの記録はどのようにすればよいですか？

A 4 公費負担請求時には、給油伝票の写しの添付が義務付けられていますので、必ず選挙運動用自動車に給油した際に受け取った給油伝票を保管しておいてください。
なお、給油伝票には、①給油日 ②給油量 ③登録番号（ナンバー） ④給油金額が記録されていることが必要です。

Q 5 投票日前日の夜、ガソリンスタンドが閉店していたため、投票日に給油したが公費負担の対象となりますか？

A 5 公費負担の対象は、選挙運動期間内（告示日から投票日前日まで）となるため、公費負担の対象になりません。

〈 4 運転手の雇用 〉

Q 1 契約した運転手に、選挙運動用自動車以外の自動車についても運転してもらっている場合、この運転手の雇用費用は全額公費負担の対象になりますか？

A 1 運転手が実際に選挙運動用自動車を運転した日が公費負担の対象となります。
契約を締結している場合でも、選挙運動用自動車を運転していない日は、公費負担の対象になりません。

Q 2 選挙運動期間以外の期間を含めて、運転手の雇用契約をする場合、選挙運動期間以外の期間についても公費負担の対象となりますか？

A 2 選挙期間中の運転のみを公費負担の対象となります。選挙運動期間以外の運転は対象になりません

Q 3 選挙運動期間中、複数の運転手と契約する場合は、公費負担の対象となりますか？

【例】選挙運動期間 5月21日～5月25日（5日間）

- ・ Aさん 5月21日～5月23日の3日間で運転契約
- ・ Bさん 5月24日～5月25日の2日間で運転契約

A 3 公費負担の対象は、1日当たり運転手1人です。同一日に運転業務が重ならない場合は、各々が公費負担の対象となります。（同一日に複数の運転手が業務につく場合は、候補者が指定するいずれか一人の運転手のみ公費負担の対象となります。）

Q 4 同一日に2人が運転した場合、公費負担はどのようになりますか？

A 4 公費負担の対象は、1日当たり運転手1人です。同一日に複数の運転手が業務につく場合は、候補者が指定するいずれか一人の運転手のみ公費負担の対象となります。

Q 5 契約した運転手の宿泊代は、公費負担の対象となりますか？

A 5 運転手が選挙運動期間中に選挙運動用自動車の運転をした場合に、その勤務に対し支払う報酬が公費負担の対象となります。したがって、契約に基づく運転業務の報酬以外に支出した経費（宿泊代等）は公費負担の対象とはなりません。

Q 6 法人と運転手派遣契約を結んだ場合、公費負担の対象となりますか？

A 6 運転手個人との契約に限り、公費負担の対象となります。**法人と運転手派遣契約を締結する場合は、公費負担の対象となりません。**

Q 7 選挙運動用自動車の運転手が、候補者の親族であっても公費負担の対象となりますか？

A 7 候補者と生計を一にする親族との間で運転手の雇用契約について契約した場合には、その親族が自動車運転を業として行っている場合を除いて、公費負担の対象となりません。

※親族とは、6親等以内の血族・配偶者・3親等以内の姻族をいいます。

〈 5 選挙運動用ビラの作成 〉

Q 1 公費負担の対象となる選挙運動用ビラとはどのようなビラですか？

A 1 公職選挙法第142条に規定する「ビラ」が公費負担の対象です。

《参考》公職選挙法

第142条 衆議院（比例代表選出）議員の選挙以外の選挙においては、選挙運動のために使用する文書図書は、次の各号に規定する通常葉書及びビラのほかは、頒布することができない。

(1)～(6)略

(7) 町村の選挙にあつては、長の選挙の場合は、候補者1人について、通常葉書 2,500枚、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た2種類以内のビラ 5,000枚、議会の議員の選挙の場合には、候補者1人について、通常葉書 800枚、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た2種類以内のビラ 1,600枚

Q 2 選挙運動用ビラには規格など制約がありますか？

- A 2
- ・枚数……村長選挙 5,000枚以内
村議会議員選挙 1,600枚以内
 - ・種類……2種類以内
 - ・規格……長さ29.7cm × 幅21cm (A4版以内) 両面印刷が可能
 - ・記載内容……特に制限はありませんが、ビラの表面に頒布選挙責任者と印刷者の氏名(法人にあつては名称)及び住所を記載しなければなりません。
 - ・証紙貼付……頒布するビラには、村選管が交付する証紙を貼らなければなりません。

Q 3 選挙運動用ビラの頒布はどのような方法で行うことができますか？

A 3 次の場所において頒布することができます。

- ・新聞折込による頒布
- ・候補者の選挙事務所内における頒布
- ・個人演説会の会場内における頒布
- ・街頭演説の場所における頒布

Q 4 選挙運動用ビラと選挙運動用ポスターを一括発注した場合、デザイン料や写真撮影費はどのように請求すればよいですか？

A 4 例えば、双方の作成枚数を用いて、デザイン料を按分するなどの方法が考えられますが、いずれにしても、契約当事者間において、合理的に説明できる方法で公費負担の対象経費と対象外経費に区分することが求められます。

なお、このようなことを避けるため、個々に契約することをお勧めします。

〈 6 選挙運動用ポスターの作成 〉

Q 1 公費負担の対象となる選挙運動用ポスターとはどのようなポスターですか？

A 1 公職選挙法第143条第1項第5号に規定する「ポスター掲示場に掲示するポスター」が公費負担の対象です。

《参考》公職選挙法

第143条 選挙運動のために使用する文書図画は、次のいずれかに該当するもの（衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては、第1号、第2号、第4号、第4号の2及び第5号に該当するものであつて衆議院名簿届出政党等が使用するもの）のほかは、掲示することができない。

(1)～(4)略

(5) 前各号に掲げるものを除くほか、選挙運動のために使用するポスター（参議院比例代表選出議員の選挙にあつては、公職の候補者たる参議院名簿搭載者（第86条の3第1項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されている者を除く。）が使用するものに限る。

Q 2 選挙運動用ポスターには規格など制約がありますか？

- A 2
- ・ 掲示場所……村選管が設置するポスター掲示場（50か所）の1か所につき1枚掲示できます。
 - ・ 規 格……長さ42cm × 幅30cm以内
 - ・ 記載内容……特に制限はありませんが、ポスターの表面に掲示責任者と印刷者の氏名（法人にあつては名称）及び住所を記載しなければなりません。

Q 3 ポスター作成に関するどのような費用が公費負担の対象となりますか？

A 3 ポスター作成業者とポスター作成契約を締結して、選挙運動用ポスターを作成した場合は、その作成に要した費用は全て公費負担の対象となります（金額、作成枚数に上限があります。）。

例えば、印刷費の他にデザイン料、写真撮影費などが考えられます。

Q 4 選挙運動用ポスターと併せて、選挙運動用通常葉書も一括で印刷してもらった場合、併せて公費負担の対象となりますか？

A 4 選挙運動用ポスターのみが公費負担の対象です。通常葉書の印刷費用は対象となりません。

Q5 選挙運動用ポスターと選挙期間前のイベント用ポスターを一括発注した場合、デザイン料や写真撮影費はどのように請求すればよいですか？

A5 例えば、同様のデザインでポスターのサイズ等規格が同じである場合、双方のポスターの作成枚数を用いて、デザイン料を按分するなどの方法が考えられますが、本件のような場合、契約当事者間において、合理的に説明できる方法で公費負担の対象経費・対象外経費を区分することが必要です。

なお、このようなことを避けるため、個々に契約することをお勧めします。

Q6 ポスター作成費用の契約金額が「限度枚数×限度単価」で算出した金額以内である場合は、契約金額の全額が公費負担の対象となりますか？

A6 この場合、全額を公費負担できない場合があります。

「限度枚数」×「限度単価」で求められる金額が公費負担の限度額ではなく、「作成枚数」及び「作成単価」のそれぞれに限度が定められています。

公費負担額の計算は、限度枚数、限度単価を実際の契約枚数、契約単価と比較して低い方を掛け合わせたものになります。

(例)

①条例の限度枚数	50枚	②条例の限度単価	1,725円
③実際の作成枚数	60枚	④実際の作成単価	1,000円

★計算方法

・(公費負担の対象枚数) ⇒枚数について、条例の限度と実際の枚数を比較

①または③の少ない方⇒50枚(A)

【正しい計算方法】

・(公費負担の対象単価) ⇒単価について、条例の限度と実際の単価を比較

②または④の少ない方⇒1,000円(B)

・(公費負担額) ⇒枚数、単価のそれぞれ低いもの同士を掛け合わせる。

$$\begin{array}{ccc} \text{(A)} & \text{(B)} & \\ 50 \text{枚} & \times & 1,000 \text{円} = \underline{\underline{50,000 \text{円}}} \text{ (正しい請求金額)} \end{array}$$

【誤った計算方法】

・「限度額(50枚)×限度単価(1,725円)」で算出される額

『86,250円』を限度額と誤解し、それ以下となる実際の作成枚数③と実際の作成単価④を掛け合わせて算出した。

$$\begin{array}{ccc} \text{③} & \text{④} & \\ 60 \text{枚} & \times & 1,000 \text{円} = \underline{\underline{60,000 \text{円}}} \text{ (誤った請求金額)} \end{array}$$

各種様式（記載例）

(1) 選挙運動用自動車関係

I ハイヤー方式

ア	選挙運動用自動車運送契約書	34
イ	選挙運動用自動車の使用の契約届出書【様式第1号 その1】	35
ウ	選挙運動用自動車使用証明書（自動車）【様式第4号 その1】	36
エ	請求書（選挙運動用自動車の使用）【様式第7号 その1】	37
オ	請求内訳書【別紙その1】	38

II レンタル方式

自動車

ア	選挙運動用自動車賃貸借契約書	39
イ	選挙運動用自動車の使用の契約届出書【様式第1号 その1】	40
ウ	選挙運動用自動車使用証明書（自動車）【様式第4号 その1】	41
エ	請求書（選挙運動用自動車の使用）【様式第7号 その1】	42
オ	請求内訳書【別紙その2】自動車の借入れ	43

燃料

カ	選挙運動用自動車燃料供給契約書	44
イ	選挙運動用自動車の使用の契約届出書【様式第1号 その1】	40
キ	自動車燃料代確認申請書【様式第2号 その1】	45
ク	自動車燃料代確認書【様式第3号 その1】	46
ケ	選挙運動用自動車使用証明書（燃料）【様式第4号 その2】	47
コ	請求書（選挙運動用自動車の使用）【様式第7号 その1】	48
サ	請求内訳書【別紙その3】燃料代	49

運転手

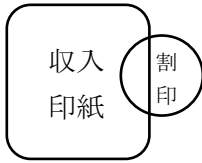
シ	選挙運動用自動車運転契約書	50
イ	選挙運動用自動車の使用の契約届書【様式第1号 その1】	40
ス	選挙運動用自動車使用証明書（運転手）【様式第4号 その3】	51
セ	請求書（選挙運動用自動車の使用）【様式第7号 その1】	52
ソ	請求内訳書【別紙その4】運転手	53

(2) 選挙運動用ビラ関係

ア	選挙運動用ビラ作成契約書	54
イ	ビラ作成契約届出書【様式第1号 その2】	55
ウ	ビラ作成枚数確認申請書【様式第2号 その2】	56
エ	ビラ作成枚数確認書【様式第3号 その2】	57
オ	ビラ作成証明書【様式第5号】	58
カ	請求書（ビラの作成）【様式第7号 その2】	59
キ	請求内訳書【別紙】ビラ作成	60

(3) 選挙運動用ポスター関係

ア	選挙運動用ポスター作成契約書	61
イ	ポスター作成契約届出書【様式第1号 その3】	62
ウ	ポスター作成枚数確認申請書【様式第2号 その3】	63
エ	ポスター作成枚数確認書【様式第3号 その3】	64
オ	ポスター作成証明書【様式第6号】	65
カ	請求書（ポスターの作成）【様式第7号 その3】	66
キ	請求内訳書【別紙】ポスター作成	67



選挙運動用自動車運送契約書

日高村長選挙候補者 戸籍名を記入 (以下「甲」という。) と 日高ハイヤー 代表 日高 太郎 (以下「乙」という。) は、選挙運動のための自動車の運送について次のとおり契約を締結する。

- 1 使用目的 公職選挙法第141条に基づき選挙運動のために使用
2 車種及び登録番号 車種 小型乗用自動車(車種名) 登録番号 高知50あ12-34(車両のナンバー)
3 台数 1台
4 使用期間 令和 6年5月21日から 令和 6年5月25日まで(5日間)
5 契約金額 250,000円 契約金額及び単価は消費税含む 内訳 1日50,000円 x 5日間

6 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、日高村議会議員及び日高村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例に基づき日高村に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅延なく行わなければならない。

なお、日高村に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は日高村に請求できない。

7 その他

この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲、乙協議して定める。

令和 6年5月20日 契約は告示前でも可

甲 日高村長 選挙候補者

住所

氏名 戸籍名を記入

住所・氏名は候補者届出と一致



乙 住所 日高村本郷〇〇番地〇

名称 日高ハイヤー

代表者氏名 代表 日高 太郎



様式第1号（第1条関係）

その1

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

令和 6年5月21日 告示日以降の日であること

令和 6年 5月26日執行 日高村長 選挙

候補者 戸籍名を記載 ㊦

日高村選挙管理委員会委員長 様

記

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合 ハイヤー方式の場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は 名称及び住所並びに法人に あつてはその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
		運送契約期間	運送契約金額	
R6. 5. 20	日高村本郷〇〇番地〇 日高ハイヤー 代表 日高 太郎	R6. 5. 21から R6. 5. 25まで	250,000円	

2 1に掲げる契約以外の場合

項目 区分	契約年月日	契約の相手方の氏名又は 名称及び住所並びに法人に あつてはその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
			借入れ期間等	契 約 金 額	
自動車の 借 入 れ			）		
燃 料 代					
運転手の 雇 用			）		

備 考

- 1 この届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 2の「契約内容」欄の「借入れ期間等」には、「自動車の借入れ」にあつては借入れ期間を、「運転手の雇用」にあつては雇用期間を、「燃料代」にあつては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 3 「燃料代」にあつては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください（なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。）。

選挙運動用自動車使用証明書（自動車）

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

年 月 日 使用の最終日以降であること

令和 6年 5月26日執行 **日高村長**選挙

候補者 **戸籍名を記載** ㊟

記 ハイヤー方式↓

運送等契約区分 (該当する方の番号に○をしてください。)	1	一般乗用旅客自動車 運送事業者との運送 契約による場合	左に掲げる 2 契約以外 の 場 合
運送事業者等の氏名又は 名称及び住所並びに法人に あつてはその代表者の氏名	日高村本郷〇〇番地〇 日高ハイヤー 代表 日高 太郎		
車種及び自動車登録番号又は車両番号	運送等年月日	運送等金額	備 考
	年 月 日	円	
高知 50 あ 12-34	R6. 5. 21	50,000	
高知 50 あ 12-34	R6. 5. 22	50,000	
高知 50 あ 12-34	R6. 5. 23	50,000	
高知 50 あ 12-34	R6. 5. 24	50,000	
高知 50 あ 12-34	R6. 5. 25	50,000	

備 考

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 2 運送事業者等が日高村に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、日高村に支払を請求することはできません。
- 4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。

(1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合	64,500 円
(2) (1)以外の場合	15,800 円
- 5 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」欄の1）とそれ以外の契約（「運送等契約区分」欄の2）とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 6 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
- 7 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、日高村に支払を請求することはできません。

その1

請 求 書
(選挙運動用自動車の使用)

日高村議会議員及び日高村長の選挙における選挙公営に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

年 月 日 **選挙期日後の日付であること**

日高村 長 様

住 所 **日高村本郷〇〇番地〇**

氏 名 又 は 名 称 **日高タクシー**

法人の場合は代表者の氏名 **代表 日高 太郎 印**

記

1 請求金額	250,000	円															
2 内 訳	別紙請求内訳書のとおり																
3	令和 6年 5月26日執行 日高村長選挙																
4 候補者の氏名	候補者氏名 (戸籍名を記入)																
5 振 込 先	〇〇 銀行 〇〇 支店	口座名 日高タクシー															
	普通 当座	口座番号															
		<table border="1"><tr><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td></tr></table>	1	2	3	4	5	6	7								
1	2	3	4	5	6	7											
ゆうちょ銀行の場合	<table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>																

備 考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）とともに、選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、日高村に支払を請求することはできません。
- 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

選挙運動用自動車賃貸借契約書

日高村長選挙候補者 戸籍名を記入（以下「甲」という。）と（有）日下自動車 代表 日下 次郎（以下「乙」という。）は、選挙運動のための自動車の賃貸借について次のとおり契約を締結する。

- 1 使用目的 公職選挙法第 141 条に基づき選挙運動のために使用
- 2 車種及び登録番号 車種 小型乗用自動車（車種名）
登録番号 登録番号 高知 50い56-78
- 3 台数 1 台
- 4 使用期間 令和 6年5月21日から令和 6年5月25日まで（5 日間）
- 5 契約金額 50,000円
内訳 1日 10,000円× 5日間

6 使用上の義務等

甲は、法令に従い、本件車両の運行義務を負うことはもちろん、乙の定める約款に従う義務を負う。

7 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、日高村議会議員及び日高村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例に基づき日高村に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅延なく行わなければならない。

なお、日高村に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第 93 条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は日高村に請求できない。

8 その他

この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲、乙協議して定める。

令和 6年 5月 1日 ←契約は告示日前でも可

甲 日高村長選挙候補者

住 所

氏 名

戸籍名を記入

印

住所・氏名は候補者届出
と一致

乙 住 所 日高村本郷○△番地×

名 称

(有) 日下自動車

代表者氏名

代表 日下 次郎

印

様式第1号（第1条関係）

その1

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

令和 6年5月21日 告示日以降の日であること

令和 6年 5月26日執行 日高村長 選挙
候補者 戸籍名を記載 ㊦

日高村選挙管理委員会委員長 様

記

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は 名称及び住所並びに法人に あってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
		運送契約期間	運送契約金額	

2 1に掲げる契約以外の場合 レンタカー（個別契約）方式の場合

項目 区分	契約年月日	契約の相手方の氏名又は 名称及び住所並びに法人に あってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
			借入れ期間等	契 約 金 額	
自動車の 借 入 れ	R6.5.1	日高村本郷○△番地×番地 (有) 日下自動車 代表 日下 次郎	R6.5.21) R6.5.25	50,000	
燃 料 代	R6.5.1	日高村下分△×番地□ 平成石油 代表 平成 花子	56-78 (車両のナンバー)		150円/ℓ
運転手の 雇 用	R6.5.1	日高村沖名○×番地□ 日下 茂平 (運転手氏名)	R6.5.21) R6.5.25	50,000	

備 考

- この届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2の「契約内容」欄の「借入れ期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入れ期間を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください（なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。）。

選挙運動用自動車使用証明書（自動車）

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

年 月 日 使用の最終日以降であること

令和 6年 5月26日執行 日高村長 選挙

候補者 戸籍名を記載 ㊦

記

レンタカー方式↓

運送等契約区分 (該当する方の番号に○をしてください。)	1 一般乗用旅客自動車 運送事業者との運送 契約による場合	左に掲げる 2 契約以外 の場合
運送事業者等の氏名又は 名称及び住所並びに法人に あつてはその代表者の氏名	日高村本郷〇△□番地×番地 (有) 日下自動車 代表 日下 次郎	
車種及び自動車登録番号又は車両番号	運送等年月日	運送等金額
	年 月 日	円
高知50い56-78	R6.5.21	10,000
高知50い56-78	R6.5.22	10,000
高知50い56-78	R6.5.23	10,000
高知50い56-78	R6.5.24	10,000
高知50い56-78	R6.5.25	10,000

備考

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 2 運送事業者等が日高村に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、日高村に支払を請求することはできません。
- 4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。

(1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合	64,500円
(2) (1)以外の場合	15,800円
- 5 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」欄の1）とそれ以外の契約（「運送等契約区分」欄の2）とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 6 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
- 7 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、日高村に支払を請求することはできません。

様式第7号（第5条関係）
その1

請求書は、自動車、燃料、運転手共通。別紙及び指定資料を添付

請 求 書
(選挙運動用自動車の使用)

日高村議会議員及び日高村長の選挙における選挙公営に関する条例第4条の規定により、
次の金額の支払を請求します。

年 月 日 **選挙期日後の日付であること**

日高村 長 様
住 所

日高村本郷〇△□番地×番地

氏 名 又 は 名 称 **(有) 日下自動車** ⑩

法人の場合は代表者の氏名 **代表 日下 次郎** ⑩

記

1 請求金額 **50,000** 円

2 内 訳

別紙請求内訳書のとおり

3 **令和 6年 5月26日執行 日高村長 選挙**

4 候補者の氏名 **候補者氏名 (戸籍名を記入)**

5 振 込 先 **〇〇 銀行 〇〇 支店** 口座名 **有限会社 日下自動車**

普通 当座

口座番号

2	3	4	5	6	7	8
---	---	---	---	---	---	---

ゆうちょ銀行の場合

					—		—							
--	--	--	--	--	---	--	---	--	--	--	--	--	--	--

備 考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）とともに、選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、日高村に支払を請求することはできません。
- 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

選挙運動用自動車燃料供給契約書

日高村長選挙候補者 **戸籍名を記入** (以下「甲」という。)と
平成石油 代表 平成 花子 (以下「乙」という。)は、選挙運動のための自動車の燃料供給について次のとおり契約を締結する。

- 1 供給する期間 **令和 6年5月21日**から
令和 6年5月25日まで (**5** 日間)
- 2 供給場所 所在地 **日高村下分△×番地□**
- 3 名称 **平成石油**
- 4 供給を受ける自動車の車種及び登録番号 車種 **小型乗用自動車(車種名)**
登録番号 **高知い56-78(車両のナンバー)**
- 5 単 価 単価10当たり **150円00銭**
(単価は、消費税を含んだ額である)

6 契約金額

上記の単価に期間中の供給総量を乗じた額(1円未満の端数を生じた場合は、円未満を四捨五入する)を契約金額とする。

7 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、日高村議会議員及び日高村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例に基づき日高村に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅延なく行わなければならない。

なお、日高村に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は日高村に請求できない。

8 その他

この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲、乙協議して定める。

令和 **6年5月20日** ←契約は告示日前でも可

甲 **日高村長**選挙候補者
住 所
氏 名 戸籍名を記入

住所・氏名は候補者届出
と一致

Ⓜ

乙 住 所 **日高村下分△×番地□**
名 称 **平成石油**
代表者氏名 **代表 平成 花子**Ⓜ

様式第2号（第2条関係）

その1

自動車燃料代確認申請書

次の自動車燃料代につき、日高村議会議員及び日高村長の選挙における選挙公営に関する条例第4条第2号イの規定による確認を受けたいので申請します。

年 月 日 届出日を記載（告示日以降の日）

日高村選挙管理委員会委員長

様

令和 6年 5月26日執行

日高村長選挙

候補者

戸籍名を記載 印

記

1	契約年月日	令和 6年 5月 1日
契約の相手方	(1) 氏名又は名称	平成石油
	(2) 住 所	日高村下分△×番地□
	(3) 法人の場合は 代表者の氏名	代表 平成 花子
3	燃料の供給を受ける選挙 運動用自動車の自動車登 録番号又は車両番号	高知50い56-78（車両のナンバー）
4	確認申請金額	選挙期間中の見込み額を記入 15,750円
区 分	購入金額	左のうち確認済又は確認申請金額
前回までの累積金額 (A)	0円	0円
今回の購入金額 (B)	15,750円	15,750円
燃料代計 (A)+(B)	15,750円	15,750円
備 考		

備 考

- 1 この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 2 この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に候補者から日高村選挙管理委員会に提出してください。
- 3 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 4 「前回までの累計金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額をも含めて記載してください。

確認番号第△号

自動車燃料代確認書

日高村議会議員及び日高村長の選挙における選挙公営に関する条例第4条第2号イの規定に基づき、次の自動車燃料代は、同号イに定める金額の範囲内のものであることを確認する。

年 月 日

日高村選挙管理委員会委員長 □□ □□ 印

記

- 1 令和 6年 5月26日執行 **日高村長** 選挙
- 2 候補者の氏名 **候補者氏名**
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動
用自動車の自動車登録番号 **高知い56-78**
- 4 確認金額 **15,750 円**

備考

- 1 この確認書は、燃料代について確認を受けた**候補者から燃料供給業者に提出**してください。
- 2 この確認書を受領した燃料供給業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用自動車使用証明書(燃料)とともにこの確認書を請求書に添付してください。
なお、公費の支払の請求ができるのは、この確認書に記載された選挙運動用自動車への燃料の供給に限られています。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、日高村に支払を請求することはできません。

- ・この書類は、村選挙管理委員会から候補者に送付します。
(候補者作成の書類ではありません。)
- ・内容確認後、燃料供給業者に提出してください。

選挙運動用自動車使用証明書（燃料）

次のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

年 月 日 供給最終日以降であること

令和 6年 5月 26日執行 日高村長 選挙

候補者 戸籍名を記載 ㊟

記

燃料供給業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	平成石油 日高村下分△×番地□ 代表 平成 花子			
燃料供給年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	燃料供給量	燃料供給金額	備考
年 月 日		ℓ	円	
令和6年5月21日	高知50い 56-78	30	4,500円	
令和6年5月22日	高知50い 56-78	20	3,000円	
令和6年5月23日	高知50い 56-78	30	4,500円	
令和6年5月24日	高知50い 56-78	10	1,500円	
令和6年5月25日	高知50い 56-78	15	2,250円	

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 燃料供給業者が日高村に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、日高村に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。

様式第7号（第5条関係） **請求書は、自動車、燃料、運転手共通。別紙及び指定資料を添付**
その1

請 求 書
(選挙運動用自動車の使用)

日高村議会議員及び日高村長の選挙における選挙公営に関する条例第4条の規定により、
次の金額の支払を請求します。

年 月 日 **選挙期日後の日付であること**

日高村 長 様
住 所 **日高村下分△×番地□**

氏 名 又 は 名 称 **平成石油**

法人の場合は代表者の氏名 **代表 平成 花子** ㊞

記

1 請求金額	15,750	円															
2 内 訳	別紙請求内訳書のとおり																
3	令和 6年 5月26日執行 日高村長 選挙																
4 候補者の氏名	候補者氏名 (戸籍名を記入)																
5 振 込 先	〇〇 銀行 〇〇 支店	口座名 平成石油 代表 平成花子															
	普通 当座	口座番号															
		<table border="1"><tr><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td></tr></table>	3	4	5	6	7	8	9								
3	4	5	6	7	8	9											
ゆうちょ銀行の場合																	
<table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>-</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>								-									
					-												

備 考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）とともに、選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、日高村に支払を請求することはできません。
- 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

(別紙) その3
請求内訳書
燃料代

候補者氏名 戸籍名を記入

販売年月日	燃料の供給を受けた選挙 運動用自動車の自動車登 録番号又は車両番号	販売金額 (ア)	基準限度額 (イ)	請 求 金 額	備 考
R6年5月21日	高知50い 56-78	150 円 × 30 ℓ = 4,500 円	/	/	
R6年5月22日	高知50い 56-78	150 円 × 20 ℓ = 3,000 円			
R6年5月23日	高知50い 56-78	150 円 × 30 ℓ = 4,500円			
R6年5月24日	高知50い 56-78	150 円 × 10 ℓ = 1,500円			
R6年5月25日	高知50い 56-78	150 円 × 15 ℓ = 2,250円			
計		15,750 円	37,800円	15,750円	

備 考

- 1 「基準限度額」(計)欄には、確認書に記載された額の合計を記載してください。
- 2 「請求金額」欄には、(ア)の(計)欄又は(イ)の(計)欄のうちいずれか少ない方の額を記載してください。
- 3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 4 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄及び「(ア)」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

選挙運動用自動車運転契約書

日高村長選挙候補者 戸籍名を記入（以下「甲」という。）と能津 三郎（運転手の氏名）（以下「乙」という。）は、甲が使用する公職選挙法第 141 条に定める選挙運動のための自動車の運転について次のとおり契約を締結する。

- 1 運転する期間 令和 6年5月21日から
令和 6年5月25日まで（ 5日間）
原則として毎日8時00分から20時00分まで
- 2 契約金額 50,000 円
（1日につき 10,000 円）
- 3 運転する車両の車種及び登録番号 車種 小型乗用自動車（車種名）
登録番号 高知い 56-78（車両のナンバー）

4 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、日高村議会議員及び日高村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例に基づき日高村に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅延なく行わなければならない。

なお、日高村に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し不足額をやかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第 93 条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は日高村に請求できない。

5 その他

この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲、乙協議して定める。

令和 6年5月20日 ←契約は告示日前でも可

甲 日高村長 選挙候補者
住所
氏名 戸籍名を記入

印

住所・氏名は候補者届出
と一致

乙 住所 日高村本村1111番地
氏名 能津 三郎（運転手の氏名） 印

選挙運動用自動車使用証明書（運転手）

次のとおり運転手を使用したものであることを証明します。

年 月 日 運転最終日以降であること

令和 6年 5月26日執行 日高村長 選挙

候補者 戸籍名を記載 ㊟

記

運転手の氏名及び住所	能津 三郎 日高村本村1111番地	
雇 用 年 月 日	報 酬 の 額	備 考
年 月 日	円	
R6年5月21日	10,000 円	
R6年5月22日	10,000 円	
R6年5月23日	10,000 円	
R6年5月24日	10,000 円	
R6年5月25日	10,000 円	

備 考

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、**運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。**
- 2 運転手が日高村に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、日高村に支払を請求することはできません。
- 4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日を通じて12,500円までです。
- 5 同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1人に限られていますので、その指定をした1人のみについて記載してください。
- 6 候補者の指定した運転手以外の運転手は、日高村に支払を請求することはできません。

様式第7号（第5条関係） **請求書は、自動車、燃料、運転手共通。別紙及び指定資料を添付**
その1

請 求 書
(選挙運動用自動車の使用)

日高村議会議員及び日高村長の選挙における選挙公営に関する条例第4条の規定により、
次の金額の支払を請求します。

年 月 日 **選挙期日後の日付であること**

日高村 長 様

住 所 **日高村本村 1 1 1 1 番地**

氏 名 又 は 名 称 **能津 三郎** ㊞

法人の場合は代表者の氏名

記

1 請求金額	50,000	円																
2 内 訳	別紙請求内訳書のとおり																	
3	令和 6年 5月26日執行	日高村長 選挙																
4 候補者の氏名	候補者氏名 (戸籍名を記入)																	
5 振 込 先	〇〇 銀行	〇〇 支店 口座名 能津 三郎																
	普通・当座	口座番号																
		<table border="1"><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr></table>																
ゆうちょ銀行の場合																		
	<table border="1"><tr><td>1</td><td>6</td><td>4</td><td>8</td><td>0</td><td>-</td><td> </td><td>-</td><td>7</td><td>7</td><td>7</td><td>7</td><td>7</td><td>7</td><td>7</td><td>7</td></tr></table>	1	6	4	8	0	-		-	7	7	7	7	7	7	7	7	
1	6	4	8	0	-		-	7	7	7	7	7	7	7	7			

備 考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）とともに、選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、日高村に支払を請求することはできません。
- 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

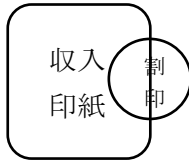
(別紙) その4
請求内訳書
運転手

候補者氏名 戸籍名を記入

雇 用 年 月 日	報 酬 (ア)	基準限度 (イ)	請 求 金 額	備 考
R6年5月21日	10,000円	12,500円	10,000円	
R6年5月22日	10,000円	12,500円	10,000円	
R6年5月23日	10,000円	12,500円	10,000円	
R6年5月24日	10,000円	12,500円	10,000円	
R6年5月25日	10,000円	12,500円	10,000円	
計			50,000円	

備 考

「請求金額」欄には、(ア) 又は (イ) のうちいずれか少ない方の額を記載してください。



選挙運動用ビラ作成契約書

日高村長選挙候補者 戸籍名を記入 (以下「甲」という。)
(株)九頭印刷 代表取締役 九頭 さくら (以下「乙」という。)
は、印刷物の作成について次のとおり契約を締結する。

- 品名 公職選挙法第142条第1項第7号に定めるビラ
- 枚数 1,600枚 (村長は5,000枚)
- 契約金額 9,680円 (単価 6円05銭) (村長は30,250円)
(注) 契約金額・単価は消費税を含んだ額である。
- 納入期限 令和 6年5月21日
- 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、日高村議会議員及び日高村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例に基づき日高村に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅延なく行わなければならない。

なお、日高村に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は日高村に請求できない。

6 その他

この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲、乙協議して定める。

令和6年4月1日

甲 日高村長 選挙候補者
住所
氏名 戸籍名を記入

住所・氏名は候補者届出
と一致

印

乙 住所 日高村九頭999
名称 (株)九頭印刷
代表者氏名 代表取締役 九頭 さくら

印

様式第1号（第1条関係）

その2

ビラ作成契約届出書

次のとおりビラの作成契約を締結したので届け出ます。

年 月 日

告示日以後の日付であること

令和 6年 5月26日執行 日高村長 選挙

候補者 戸籍名を記載 ㊤

日高村選挙管理委員会委員長 様

記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は 名称及び住所並びに法人 にあつてはその代表者の 氏名	契 約 内 容		備 考
		作成契約枚数	作成契約金額	
R6.4.1	日高村九頭999 (株)九頭印刷 代表取締役 九頭 さくら	1,600枚	9,680円	

備 考 この届出書には、契約書の写しを添付してください。

様式第2号（第2条関係）

その2

ビラ作成枚数確認申請書

次のビラ作成枚数につき、日高村議会議員及び日高村長の選挙における選挙公営に関する条例第8条の規定による確認を受けたいので申請します。

年 月 日 告示日以降の日付であること

日高村選挙管理委員会委員長 様

令和 6年 5月26日執行 日高村長 選挙

候補者 戸籍名を記載 ㊟

記

1	契約年月日	令和 6年4月 1日	
2 契約の相手方	(1) 氏名又は名称	(株) 九頭印刷	
	(2) 住所	日高村九頭999	
	(3) 法人の場合は代表者の氏名	代表取締役 九頭 さくら	
3	確認申請枚数	1,600枚	
	区 分	作成枚数	左のうち確認済又は確認申請枚数
	前回までの累積枚数 (A)	0枚	0枚
	今回の枚数 (B)	1,600枚	1,600枚
	枚数計 (A) + (B)	1,600枚	1,600枚
	備 考		

備考

- 1 この申請書は、ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 2 この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に候補者から日高村選挙管理委員会に提出してください。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数を含めて記載してください。

確認番号第△号

ビラ作成枚数確認書

日高村議会議員及び日高村長の選挙における選挙公営に関する条例第8条の規定に基づき、次のビラ作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

年 月 日

日高村選挙管理委員会委員長 □□ □□ 印

記

- 1 令和 6年 5月26日執行 日高村長 選挙
- 2 候補者の氏名 ○○ ○○
- 3 確認枚数 1, 600枚

備考

- 1 この確認書は、ビラ作成枚数について確認を受けた候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したビラ作成業者は、公費の支払を請求する場合には、ビラ作成証明書とともにこの確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、日高村に支払を請求することはできません。

- ・この書類は、村選挙管理委員会から候補者に送付します。
(候補者作成の書類ではありません。)
- ・内容確認後、ビラ作成業者に提出してください。

ビラ作成証明書

次のとおりビラを作成したものであることを証明します。

年 月 日 納期後かつ告示日以降の日付

令和 6年 5月26日執行 日高村長 選挙

候補者 戸籍名を記載 

ビラ 作 成 業 者	氏名又は名称	(株) 九頭印刷
	住 所	日高村九頭999
	法人の代表者の氏名	代表取締役 九頭 さくら
作 成 枚 数		1,600 枚
作 成 金 額		9,680円
備 考		

備 考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 ビラ作成業者が日高村に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、日高村に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚 数

村長候補者 5,000 枚 村議会議員候補者 1,600 枚

(2) 限度額

7円51銭(単価) × 確認された作成枚数 = 限度額

様式第7号（第5条関係）

その2

請 求 書
(ビラの作成)

日高村議会議員及び日高村長の選挙における選挙公営に関する条例第8条の規定により、次の金額の支払を請求します。

年 月 日 選挙期日後の日付であること

日高村長 様

住 所 日高村九頭999

氏 名 又 は 名 称 (株)九頭印刷

法人の場合は代表者の氏名 代表取締役 九頭 さくら 印

記

1	請求金額	9,680円															
2	内 訳																
	別紙請求内訳書のとおり																
3	令和 6年 5月26日執行 日高村長 選挙																
4	候補者の氏名	候補者氏名（戸籍名を記入）															
5	振 込 先	〇〇 銀行 〇〇 支店 口座名： 株式会社 九頭印刷															
		口座番号															
	普通 当座	<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"><tr><td style="width: 20px; text-align: center;">5</td><td style="width: 20px; text-align: center;">5</td><td style="width: 20px; text-align: center;">6</td><td style="width: 20px; text-align: center;">6</td><td style="width: 20px; text-align: center;">7</td><td style="width: 20px; text-align: center;">7</td><td style="width: 20px; text-align: center;">8</td></tr></table>	5	5	6	6	7	7	8								
5	5	6	6	7	7	8											
	ゆうちょ銀行の場合																
	<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"><tr><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td></tr></table>																

備 考

- この請求書は、候補者から受領したビラ作成枚数確認書及びビラ作成証明書とともに、選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、日高村に支払を請求することはできません。

(別紙)

ビラ作成

請 求 内 訳 書

作 成 金 額			基 準 限 度 額			請 求 金 額			備 考
単 価 (a)	枚 数 (b)	金 額 (c) = (a) × (b)	単 価 (d)	枚 数 (e)	金 額 (f) = (d) × (e)	単 価 (g)	枚 数 (h)	金 額 (i) = (g) × (h)	
6.05円	1,600	9,680	7.51円	1,600	12,016	6.05円	1,600	9,680	

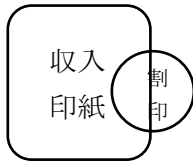
↑確認書枚数

(a)と(d)、(b)と(e)の少ない方

ビラ作成契約書と一致

備 考

- 1 (d) 欄には「 7円51銭」を記載してください。
- 2 (e) 欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 3 (g) 欄には、(a) 欄と (d) 欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 4 (h) 欄には、(b) 欄と (e) 欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。



選挙運動用ポスター作成契約書

日高村長選挙候補者 戸籍名を記入 (以下「甲」という。)と
(株)岩目地印刷所 代表取締役 岩目 地郎 (以下「乙」という。)は、印刷物の作成について次のとおり契約を締結する。

- 1 品名 公職選挙法第143条第1項第5号に定めるポスター
- 2 枚数 108枚
- 3 契約金額 118,800円 (単価 1,100円)
(注) 契約金額・単価は消費税を含んだ額である。
- 4 納入期限 令和 6年5月20日
- 5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、日高村議会議員及び日高村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例に基づき日高村に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅延なく行わなければならない。

なお、日高村に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は日高村に請求できない。

6 その他

この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲、乙協議して定める。

令和 6年4月 1日 ←契約は告示前でも可

甲 日高村長 選挙候補者
住所
氏名 戸籍名を記入

住所・氏名は候補者届出と一致

印

乙

住所 日高村岩目地100番地
氏名 株式会社 岩目地印刷所
代表者氏名 代表取締役 岩目 地郎

印

様式第1号（第1条関係）

その3

ポスター作成契約届出書

次のとおりポスターの作成契約を締結したので届け出ます。

年 月 日 告示日以降の日であること

令和 6年 5月26日執行 日高村長 選挙

候補者 戸籍名を記載 ㊤

日高村選挙管理委員会委員長 様

記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は 名称及び住所並びに法人 にあってはその代表者の 氏名	契 約 内 容		備 考
		作成契約枚数	作成契約金額	
R6.4.1	日高村岩目地100番地 (株)岩目地印刷所 代表取締役 岩目 地郎	50 枚	55,000 円	

備 考 この届出書には、契約書の写しを添付してください。

ポスター作成枚数確認申請書

次のポスター作成枚数につき、日高村議会議員及び日高村長の選挙における選挙公営に関する条例第11条の規定による確認を受けたいので申請します。

年 月 日 告示日以降の日であること

日高村選挙管理委員会委員長 様

令和 6年 5月26日執行 日高村長 選挙

候補者 戸籍名を記載 

記

1 契約年月日	令和 6年4月 1日	
2 契約の相手方	(1)氏名又は名称	株式会社 岩目地印刷所
	(2)住所	日高村岩目地100番地
	(3)法人の場合は代表者の氏名	代表取締役 岩目 地郎
3 確認申請枚数	50枚	
区 分	作成枚数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数 (A)	0枚	0枚
今回の枚数 (B)	50枚	50枚
枚数計 (A) + (B)	50枚	50枚
備 考		

備考

- 1 この申請書は、ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 2 この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に候補者から日高村選挙管理委員会に提出してください。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数を含めて記載してください。

確認番号第△号

ポスター作成枚数確認書

日高村議会議員及び日高村長の選挙における選挙公営に関する条例第11条の規定に基づき、次のポスター作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

年 月 日

日高村選挙管理委員会委員長 □□ □□ 印

記

- 1 令和 6年 5月26日執行 日高村長 選挙
- 2 候補者の氏名 候補者名
- 3 確認枚数 50 枚

備考

- 1 この確認書は、ポスター作成枚数について確認を受けた候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したポスター作成業者は、公費の支払を請求する場合には、ポスター作成証明書とともにこの確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、日高村に支払を請求することはできません。

- ・この書類は、村選挙管理委員会から候補者に送付します。
(候補者作成の書類ではありません。)
- ・内容確認後、ポスター作成業者に提出してください。

様式第6号（第4条関係）

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

年 月 日 告示日以降の日であること

令和 6年 5月26日執行 日高村長 選挙

候補者 戸籍名を記入 ㊟

ポ ス タ ー 作 成 業 者	氏名又は名称	株式会社 岩目地印刷所
	住 所	日高村岩目地100番地
	法人の代表者の氏名	代表取締役 岩目 地郎
作 成 枚 数		50 枚
作 成 金 額		55,000 円
当該選挙が行われる区域における ポスター掲示場数		50 箇所

備 考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 ポスター作成業者が日高村に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、日高村に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚 数

当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数 (50 枚)

(2) 限度額

$$\frac{525 \text{ 円} 6 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場数} + 60,000 \text{ 円}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1 \text{ 円未満の端数は切り上げ}$$

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額

様式第7号（第5条関係）

その3

請 求 書
(ポスターの作成)

日高村議会議員及び日高村長の選挙における選挙公営に関する条例第11条の規定により、次の金額の支払を請求します。

年 月 日 選挙期日後の日付であること

日高村長 様

住 所 日高村岩目地100番地

氏名又は名称 株式会社 岩目地印刷所

法人の場合は代表者の氏名 代表取締役 岩目 地郎 印

記

1	請求金額	55,000	円															
2	内 訳	別紙請求内訳書のとおり																
3	令和 6年 5月26日執行 日高村長 選挙																	
4	候補者の氏名	候補者氏名（戸籍名を記入）																
5	振込先	〇〇 銀行 〇〇 支店	口座名：(株) 岩目地印刷所															
		普通 当座	口座番号															
			<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"><tr><td style="padding: 2px 5px;">6</td><td style="padding: 2px 5px;">6</td><td style="padding: 2px 5px;">7</td><td style="padding: 2px 5px;">7</td><td style="padding: 2px 5px;">8</td><td style="padding: 2px 5px;">9</td><td style="padding: 2px 5px;">9</td></tr></table>	6	6	7	7	8	9	9								
6	6	7	7	8	9	9												
	ゆうちょ銀行の場合																	
		<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"><tr><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td></tr></table>																

備 考

- 1 この請求書は、候補者から受領したポスター作成枚数確認書及びポスター作成証明書とともに、選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、日高村に支払を請求することはできません。

(別紙)

ポスター作成

請 求 内 訳 書

ポスター 一掲示 場数	作 成 金 額			基 準 限 度 額			請 求 金 額			備 考
	単 価 (a)	枚 数 (b)	金 額 (c) = (a) × (b)	単 価 (d)	枚 数 (e)	金 額 (f) = (d) × (e)	単 価 (g)	枚 数 (h)	金 額 (i) = (g) × (h)	
50箇所	1,100 円	108 枚	118,800 円	1,725 円	50 枚	86,250 円	1,100 円	50 枚	55,000 円	

↑ 確認書枚数

(a)と(d)、(b)と(e)の少ない方

ポスター作成契約書と一致

備 考

- 1 「ポスター掲示場数」の欄には、ポスター作成証明書の「当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。
- 2 (d) 欄には、次により算出した額を記載してください。

$$\frac{(525円06銭 \times \text{ポスター掲示場数} + 60,000円)}{\text{ポスター掲示場数}}$$

…… 1円未満の端数は切上げ

- 3 (e) 欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 4 (g) 欄には、(a) 欄と (d) 欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 5 (h) 欄には、(b) 欄と (e) 欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。